

報告第 8 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 元 年 1 2 月 5 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

- 1 和解の相手方 日出町在住 個人（1 人）
- 2 和解の要旨 町は、相手方に損害賠償金 4,708 円を支払う。
- 3 事件の概要 令和元年 7 月 7 日午後 9 時 30 分頃、町道平原新貝深江線において、対向の普通自動車と行き違った相手方所有の普通自動車のタイヤに道路敷と舗装部分との段差で損傷を与えた。
- 4 専決年月日 令和元年 1 1 月 1 5 日